

平成 19 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名：古河電気工業株式会社
（コード：5801 東証・大証・名証第 1 部）
代表者名：取締役社長 石原 廣司
問合せ先：経営企画室 IR・広報ユニット長
福本 雅彦
（ T E L : 03 - 3286 - 3050 ）

会 社 名：理研電線株式会社
（コード：5808 東証第 2 部）
代表者名：代表取締役社長 橋本 四郎
問合せ先：取締役 宮澤 秀久
（ T E L : 03 - 3542 - 3711 ）

古河電気工業株式会社による理研電線株式会社の株式交換による 完全子会社化について

古河電気工業株式会社（以下、「古河電気工業」といいます。）と理研電線株式会社（以下、「理研電線」といいます。）は、平成 19 年 12 月 13 日に開催されたそれぞれの取締役会において、平成 20 年 4 月 1 日を効力発生日として、下記のとおり古河電気工業を完全親会社、理研電線を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換の結果、効力発生日である平成 20 年 4 月 1 日をもって古河電気工業は理研電線の完全親会社となり、完全子会社となる理研電線の株式は上場廃止基準に従って平成 20 年 3 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 20 年 3 月 25 日）となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の目的

古河電気工業は、平成 18 年 3 月に「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益会社になること」を経営ビジョンとして掲げる中期経営計画「イノベーション 09」を策定いたしました。同計画に従い、グループ経営体制の見直しの一環として、子会社の経営基盤や内部管理体制の強化・拡充、経営の効率化、管理コストの低減等を図るため、子会社の再編・統合を促進しております。

理研電線は、昭和 9 年に理化学研究所が保有技術を企業化する形で設立され、戦後古河電気工業のグループに入りました。主な事業は、巻線、メッキ線、ステンレス線、電線・ケーブル、電子部品、光部品等の製造販売です。細線・極細線に特化した巻線・ステンレス線、エレベータケーブルなど特殊ケーブルや電子部品加工などで独自性のある「理研電線ブランド」製品を開拓して、堅実な経営を行って参りました。しかしながら、グローバルな競争激化の中で事業の存続発展と経営基盤の強化を図るためには、より一層新規市場の開拓や取扱製品の拡大を図る必要があり、これを実現するためには、更に古河電気工業グループの事業戦略との連携を強化して、幅広い市場開発力と技術開発力を背景にした事業展開を行うことが重要であると考えております。

また、古河電気工業グループにおいては、理研電線の完全子会社化は、グループ事業戦略における同社の位置付けを更に明確にするとともに、その保有する技術の活用やマーケットにおける共同展開により、より一層の事業拡大を促進することができるものと考えております。

以上のような状況の下、両社で協議を行った結果、古河電気工業が理研電線を完全子会社化して一体となった事業運営にあたることで、両社の更なる発展のために最善であると判断いたしました。理研電線と古河電気工業グループの経営資源を融合して一体的に運営することにより、理研電線の事業基盤の強化および古河電気工業グループ全体の企業価値向上を図ってまいります。

(2) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成 20 年 4 月 1 日をもって古河電気工業は理研電線の完全親会社となり、完全子会社となる理研電線の株式は上場廃止基準に従って平成 20 年 3 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 20 年 3 月 25 日）となる予定です。

(3) 上場廃止を目的とする理由

本株式交換は、理研電線株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、本株式交換により古河電気工業が理研電線の唯一の株主となる結果、上場廃止基準に従って理研

電線株式は上場廃止となる予定です。なお、本株式交換の対価である古河電気工業の普通株式は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付される古河電気工業の普通株式は各市場において取引が可能となります（ただし、単元未満の株数（1,000株未満）を除きます。単元未満株式の取扱いについては、2.（2）（注）2.をご参照ください）。

（4）公正性を担保するための措置

株式交換比率の公正性を確保するため、両社は本株式交換の実施を決定するにあたり、別個独立に第三者算定機関に株式交換比率に係る算定を求め、その算定結果を参考として両社で交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

（5）利益相反を回避するための措置

利益相反の回避の観点から、理研電線の監査役のうち、古河電気工業の監査役を兼務している竹内浄および古河電気工業の従業員を兼務している柴田光義の両名は、本株式交換の審議には参加いたしませんでした。なお、理研電線の取締役において、古河電気工業の取締役または従業員を兼務している者はありません。

2. 株式交換の要旨

（1）株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成19年12月13日（木）
株式交換契約締結（両社）	平成19年12月13日（木）
臨時株主総会基準日公告（理研電線）	平成19年12月14日（金）（予定）
臨時株主総会基準日（理研電線）	平成19年12月31日（月）（予定）
株式交換承認臨時株主総会（理研電線）	平成20年2月13日（水）（予定）
上場廃止日（理研電線）	平成20年3月26日（水）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成20年4月1日（火）（予定）
株券交付日	平成20年5月下旬（予定）

（注）本株式交換は、古河電気工業については、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	古河電気工業 (株式交換完全親会社)	理研電線 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.35
株式交換により発行する新株式数	新株式の発行は行わない予定であります。	

(注) 1. 株式の割当比率

理研電線の株式1株に対して、古河電気工業の普通株式0.35株を割当て交付します。また、古河電気工業は本株式交換により、普通株式2,721,503株を割当交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式2,721,503株を充当する予定です。ただし、古河電気工業が保有する理研電線株式13,774,277株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

本株式交換により割当交付する株式数には、理研電線の保有する自己株式(平成19年9月30日時点11,387株)相当分が含まれております。理研電線の保有する自己株式は今後消却する予定であり、この場合割当交付する株式数は、上記の株式数より消却株式相当分が控除されます。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交換にともない、古河電気工業の単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することとなる株主においては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。古河電気工業の単元未満株式を所有することとなる株主においては、単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)、もしくは単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)をご利用頂くことができます。詳細は、古河電気工業の株式名簿管理人(みずほ信託銀行株式会社:証券代行部)もしくはお取引証券会社(保管振替制度をご利用の場合)へお問合せください。

3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性および妥当性を期すため、古河電気工業は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、理研電線は株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、古河電気工業普通株式については東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所に上場、理研電線普通株式については東京証券取引所に上場されていることから市場株価平均法を採用し、理研電線普通株式については市場株価平均法に加え多角的に分析することが適切と考え、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF 法」といいます。）の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を古河電気工業に提出しました。各評価方法による理研電線の普通株式 1 株に対する古河電気工業の普通株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

株式交換比率の評価レンジ	
市場株価平均法	0.28～0.30
類似会社比較法	0.28～0.53
DCF 法	0.30～0.38

市場株価平均法では、平成 19 年 12 月 12 日の株価終値、平成 19 年 12 月 6 日から平成 19 年 12 月 12 日までの株価終値平均、平成 19 年 11 月 13 日から平成 19 年 12 月 12 日までの株価終値平均および両社の中間決算短信公表日の翌日以降となる平成 19 年 11 月 9 日から平成 19 年 12 月 12 日までの株価終値平均に基づいて算定いたしました。

なお、野村證券は、古河電気工業の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、古河電気工業の取締役会に対して提出することを目的として野村證券算定結果を作成しており、野村證券算定結果は、野村證券が上記 1 .(3) の株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

大和総研は、古河電気工業普通株式については東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所に上場、理研電線普通株式については東京証券取引所に上場されていることから市場株価平均法を採用し、理研電線普通株式については市場株価平均法に加え多角的に分析することが適切と考え、類似会社比較法および DCF 法の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を理研電線に提出しました。各評価方法による理研電線の普通株式 1 株に対する古河電気工業の普通株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

株式交換比率の評価レンジ	
市場株価平均法	0.29～0.30
類似会社比較法	0.25～0.33
DCF法	0.31～0.40

市場株価平均法では、平成19年12月12日を算定基準日とし、両社の中間決算短信公表日の翌日以降となる平成19年11月9日から基準日までの株価終値平均、基準日までの直近1ヶ月間の株価終値平均および基準日までの直近3ヶ月間の株価終値平均に基づいて算定いたしました。

なお、大和総研は、理研電線の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、理研電線の取締役会に対して提出することを目的として大和総研算定結果を作成しており、大和総研算定結果は、大和総研が上記1.(3)の株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、野村證券および大和総研がDCF法の前提とした理研電線の利益計画につきましては業績の順調な進展を想定しております。平成19年度上期に巻線とメッキ線の軟調な受注、銅価格の高騰、電線・ケーブルの受注の弱含み、新たに導入したプラスチック製品用の製造設備立ち上げの遅れが生じたこと等から平成20年3月期は当初予想を大きく下回る営業利益約3億円を予想しておりますが、業績の順調な回復により平成21年3月期には平成19年3月期営業利益約5億円と同水準の営業利益約5億円を見込んでおります。

算定の経緯

両社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、財務予測および市場株価の動向等の要因を総合的に勘案し、交渉・協議を重ねました。両社は、両社の市場株価について、両社を取り巻く事業環境の変化や業績の推移が両社の市場株価の形成に与えた影響を重視し、それぞれの第三者算定機関が採用した計算対象期間（野村證券は平成19年12月12日、平成19年12月6日から平成19年12月12日まで、平成19年11月13日から平成19年12月12日までおよび両社の中間決算短信公表日の翌日以降となる平成19年11月9日から平成19年12月12日まで、大和総研は平成19年12月12日を算定基準日とし、両社の中間決算短信公表日の翌日以降となる平成19年11月9日から基準日まで、基準日までの直近1ヶ月間および直近3ヶ月間を計算対象期間としています。）の市場株価の推移を考慮し、慎重に検討いたしました。その結果、それぞれ上記2.(2)の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成19年12月13日に開催された両社の取締役会において決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

野村證券および大和総研はいずれも、古河電気工業および理研電線の関連当事者には該当しません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

理研電線は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

3. 株式交換当事会社の概要

(平成19年3月31日現在)

(1) 商号	古河電気工業株式会社	理研電線株式会社
(2) 事業内容	電線ケーブル、通信機器、伸銅品、自動車部品等の製造・販売	各種焼付線、金属線、ケーブル、電子部品、光部品の製造販売等
(3) 設立年月日	明治29年6月25日	昭和9年5月16日
(4) 本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	東京都中央区築地1丁目12番22号
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 石原 廣司	代表取締役社長 橋本 四郎
(6) 資本金	69,358百万円	1,870百万円
(7) 発行済株式数	706,183,179株	21,550,000株
(8) 純資産	316,302百万円(連結)	3,976百万円(連結)
(9) 総資産	1,096,708百万円(連結)	12,605百万円(連結)
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	34,955名(連結)	414名(連結)
(12) 主要取引先	電力会社、日本電信電話(株)、トヨタ自動車(株)、(株)デンソー、本田技研工業(株)、松下電器産業(株)および官公庁	古河電気工業(株)、松下電工(株)、TDK(株)、オムロン(株)
(13) 大株主および持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(信託口)(株) 4.88% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口4)(株) 3.68%	古河電気工業(株) 63.92% みずほ信託退職給付信託リケン口再信託受託者資産管理サービス信託 2.16%

	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)(株) 3.50% みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託 3.25% 朝日生命保険相互会社 2.27%	日本証券金融(株) 0.98%
(14) 主要取引銀行	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	(株)みずほ銀行 (株)千葉銀行 (株)第四銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	平成19年3月31日現在、古河電気工業は、理研電線の発行済株式総数の63.92%を保有しております。
	人的関係	理研電線の社外監査役2名は、古河電気工業の監査役または従業員を兼務しております。
	取引関係	理研電線は、古河電気工業から製品原材料である銅芯線などを購入するとともに、古河電気工業から同社OEM製品の製造を受託しています。
	関連当事者への該当状況	古河電気工業は、理研電線を連結対象子会社としています。

(16) 最近3年間の業績

決算期	古河電気工業(完全親会社) (連結)			理研電線(完全子会社) (連結)		
	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
売上高	775,894	872,535	1,104,709	14,447	14,964	19,230
営業利益	23,736	37,430	53,632	625	340	504
経常利益	16,174	46,966	49,589	554	479	569
当期純利益	15,805	25,508	29,765	223	174	330
1株当たり当期純利益(円)	24.11	36.94	42.16	10.36	8.10	15.33
1株当たり配当金(円)		3.00	6.50	3.00	3.00	3.00
1株当たり純資産(円)	268.24	316.24	349.89	162.66	171.85	183.08

(単位:百万円)

4. 株式交換後の状況

(1) 商号	古河電気工業株式会社
(2) 事業内容	電線ケーブル、通信機器、伸銅品、自動車部品等の製造・販売
(3) 本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
(4) 代表者の役職・氏名	取締役社長 石原 廣司
(5) 資本金	69,372 百万円(平成 19 年 12 月 13 日現在。本株式交換による資本金の変動は見込まれておりません。)
(6) 総資産	現時点では確定しておりません(連結)
(7) 純資産	現時点では確定しておりません(連結)
(8) 決算期	3 月 31 日

(9) 会計処理の概要

共通支配下取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により
のれんが発生しますが、当該のれんの金額は未定です。

また、古河電気工業は、本株式交換により割当交付する普通株式 2,721,503 株は自己株式を充
当する予定ですが、当該自己株式の処分により、約 2 億円の自己株式処分差損が発生する見込み
です。

(10) 今後の見通し

理研電線は古河電気工業の連結子会社となっておりますので、本株式交換による古河電気工業
の業績への影響は、のれんの金額を踏まえても連結・単体ともに軽微となる見込みです。

また、理研電線は本株式交換後においても現在の事業を継続する予定であり、本株式交換によ
る理研電線への大きな影響は、連結・単体ともに見込まれておりません。

5. 理研電線における定款の変更について

本株式交換により理研電線の株主は古河電気工業 1 名となりますので、理研電線の定款におい
て、あらかじめ定時株主総会の基準日を定めておく必要性がなくなります。従いまして、理研電
線取締役会は、平成 20 年 2 月 13 日開催予定の臨時株主総会において、本株式交換が承認可決さ
れることを条件として株主総会の基準日に関する定めを削除する定款の一部変更を付議するこ
とを決議いたしました。詳細は、理研電線の本日付開示書面「定款の一部変更に関するお知らせ」
をご参照ください。

また、古河電気工業取締役会は、平成 20 年 6 月開催予定の本株式交換後最初の定時株主総会
においては、理研電線の株主の利益の適切な保護という観点から、会社法第 124 条第 4 項の規定
に基づき、本株式交換の効力が発生することを条件に、上記の古河電気工業定時株主総会の議決
権に係る基準日後に本株式交換により古河電気工業株式を取得した者に対し、当該定時株主総会
における議決権を付与することを決議いたしました。

6. 理研電線における剰余金の配当について

理研電線取締役会は、平成 20 年 3 月末日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載もしくは記録のある株主または登録株式質権者に対し、平成 20 年 6 月 25 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生すること、および適用法令（剰余金等の分配可能額について定めた会社法第 461 条を含む。）に従うことを条件として、1 株につき金 3 円の配当を行う旨の議案を、平成 20 年 2 月 13 日開催予定の臨時株主総会に、本株式交換議案とあわせて付議することを決議いたしました。詳細は、理研電線の本日付開示書面「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上